

自動車基準調和世界フォーラム (WP29) の概要

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

安全で環境性能の高い自動車を容易に普及させる観点から、自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的としている。

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

自動車基準調和世界フォーラムは、国連欧州経済委員会(UN/ECE)の下にあり、傘下に一つの運営委員会と六つの専門分科会を有している。分科会で技術的、専門的検討を行い、検討を経た基準案の審議・採決を行っている。

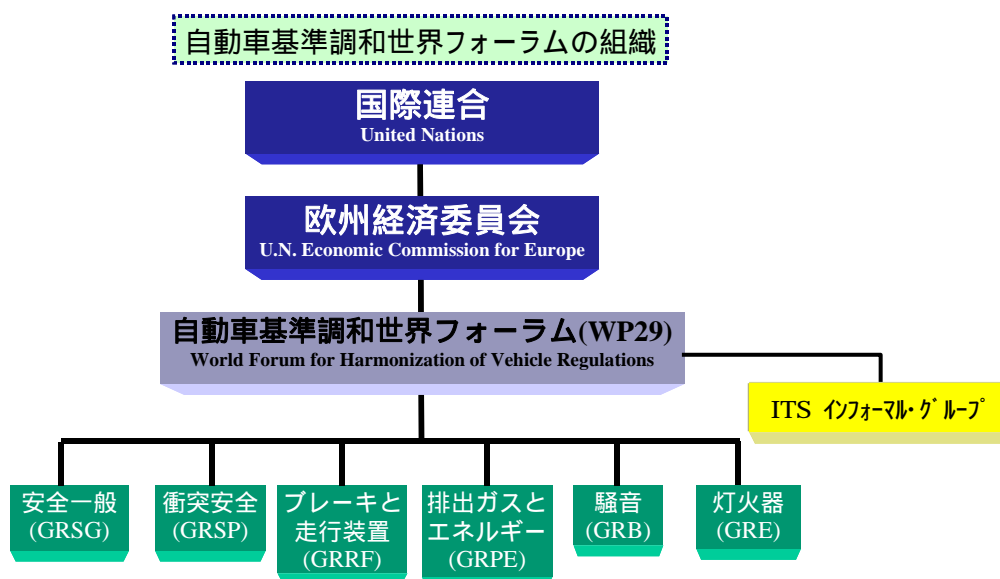
3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

欧州各国、1地域(EU)に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、韓国等(日本は1977年から継続的に参加)また、非政府機関(OICA(国際自動車工業会)、IMMA(国際二輪自動車工業会)、ISO(国際規格協会)、CLEPA(欧州自動車部品工業会)、SAE(自動車技術会)等)も参加している。

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行うとともに、それぞれの協定の管理・運営を行う。

- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定(略称)」(1958年協定)
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定(略称)」(1998年協定)



国連における自動車に係る安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認の推進

1. 協定の概要

日本は、安全で環境性能の高い自動車の普及を促進する観点から、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UNECE/WP29)において、以下の二つの協定に基づき、自動車に係る基準の国際調和及び認証の相互承認()を推進している。

(「認証の相互承認」とは、他国の認証を自国の認証に代わるものとして認めるもの)

(1) 車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)

自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を目的として、国連において採択された協定。現在127項目の基準に係る規則が成立。日本は38項目を採用(**基準調和 + 相互承認**)

【欧州を中心として47カ国、1地域が加入。アジアからは日本、韓国、タイ、マレーシアが加入】

(2) 車両等の世界的(グローバル)技術基準協定(1998年協定)

自動車の装置ごとの安全・環境に関する世界の知見を集めた統一的な技術基準の策定及び当該基準の1958年協定に基づく規則や各国法規への導入による基準の国際調和を目的として、国連において採択された協定。現在9項目の世界的技術基準(gtr)が成立。**(基準調和のみ)**

【米国が1958年協定に加入できなかったことを踏まえ、日米欧のイニシアティブにより成立。日米欧を含む30か国、1地域が加入。アジアからは日本、中国、インド、韓国、マレーシアが加入】

